

会派新成 3.11 東北被災地視察 報告会のお知らせ



3.11東日本大震災が起きてから5年が経ちます。石川りょうの所属する会派「新成」は、7月8日～10日の3日間をかけて、課題先進地域と言える東北の被災地の実情を把握するために、宮城・福島両県の現場の視察を行いました。

この度、「他人事ではない現状把握を

通して会派として感じたこと」と題して、会派新成全体としての視察報告会を開催することとなりました。

復興半ばの被災地の現状について船橋市民の皆さんと共有するとともに、船橋や地域の未来について一緒に考える機会にできたらと考えています。是非ご参加ください。

【日時】10月3日(土) 16:00-17:30

【場所】船橋市中央公民館第1・2和室

【費用】無料

【式次第】

- 議会や会派新成についての説明
- 視察報告(女川、石巻、仙台、南相馬)
- 質疑応答

石川りょうプロフィール

【学歴】

栄光幼稚園、芝山西小学校、芝山中学校、八千代高校、立教大学法学部国際比較法学科、英国国立マンチェスター大学院、早稲田大学公共経営大学院

【職歴】

青年海外協力隊(ケニア)、国際連合インターン、開発コンサルタント(民間企業)を経て、外務省(外交官)

【資格など】

法学士、開発学修士、公共経営修士、TOEFL(CBT)257点(TOEIC 915点相当)、プロジェクトマネジメントスペシャリスト、仏語検定3級、政策学校「一新塾」32期生、ふなばし市民大学校平成26年度ボランティア入門学科



連絡先

住所: 船橋市芝山3-26-1-703
携帯電話: 080-6575-4711
TEL / FAX: 050-3516-9393
メール: info@ishikawaryo.net

市政に対するご意見やご質問、ご要望を何でもどしどしお寄せください!



もやっています。

石川りょう公式サイト
<http://www.ishikawaryo.net>



発行者 石川亮

船橋市議会議員 無所属

石川りょう通信

2015年9-10月号 Vol.3



市議会第3回定例会が始まりました!



8月25日から10月16日まで平成27年度第3回船橋市議会定例会(通称:3定)が開催されます。補正予算や条例の改正、人事に関する事など市長から提案される19の議案、議員からの意見書などの発議案、市民の皆さんからの陳情・請願*1などについて話し合います。

そうだ、議会へ行こう!

「議員が普段何をやっているのかわからない」という市民の皆さんが多い

*1 陳情・請願とは?

議会や政治家などに実情を訴えて善処してくれるように要請することです。船橋市民の皆さんは、市政についての要望などを、船橋市議会に書面で提出することができます。議員の紹介があるものを「請願」。無いものを「陳情」といいます。

船橋市議会では、陳情も請願も平等に扱っています。両者ともに委員会で審査をし、本会議で採否を決めています。

のではないのでしょうか?議会こそ議員の仕事の代表です。ご都合の付く日には、是非、議会の傍聴にいらしてください。各議員にスポットライトが当たる一般質問は、9月2日(水)～8日(火)に行われます(土日を除く)。ちなみに、石川りょうの一般質問は、2日(水)の午前10時半頃から約30分です(応答含む)。

市民の皆さんに厳しくチェックしていただくことにより、議会に良い意味での緊張感が生まれます。ご来場を心よりお待ちしております。

船橋市議会は動画でもご覧いただけます!

議会や委員会などのライブ中継や録画など
<http://funabashi.gijiroku.com/>



第2回定例会での一般質問の様子

船橋市議会基本条例の策定を 提案しています。



現在、私の所属する議会運営委員会(議運)に、議会基本条例の制定を提案しています。議会基本条例とは、①船橋市議会議員はどうあるべきか、②船橋市議会の目指すべき役割は何か、③その役割を果たすためにはどうすればいいのか、を明らかにして、その実現のために行動を起こすことを市民の皆さんにお約束するものです。

私が船橋市議会議員を志した理由。その一つは、「普段何をしているのかわからない、選挙の前にはしか出てこない、不正ばかり」という議員のイメージを変えることです。政治家がこのような悪いイメージになってしまっている原因。それは、議員自身に、そして市民の皆さんにも、あるべき議員の姿や目指すべき議会像が明確に示されていないからでは

ないでしょうか?議会基本条例とは、まさにそれらをはっきりと示すものなのです。私は、議会基本条例の策定を通じて、船橋市議会と市議会議員のイメージを、「しっかり働き、市民の皆さんに最も身近で、クリーンな存在」へと変えていきたいのです。

19人もの新人議員が入った船橋市議会では、議会改革を進めようという意識が高まっています。その証拠に、現在、議運では議会改革に関する事項が話し合われています。まず、議会のICT化*1、傍聴規則の緩和*2、通年議会*3などの具体的な事項(各論)を話し合い、その後、それらの議会改革事項をまとめた集大成(総論)としての議会基本条例について話し合っていくことに決まりました。

しかし、現時点では、まだ議会基本条例の内容について具体的に話し合われてはいませんが、その後の話し合いによっては、議会基本条例を作らなくてもいいということになってしまうかもしれません。しかし、石川りょうは、提案者として、船橋市議会基本条例の策定に向けて頑張ります!船橋市議会と市議会議員のイメージを変えるために。

*1議会のICT化とは?

タブレット端末の活用や議場への大型スクリーンの設置、電子採決システムの導入などにより、ペーパーレス化による経費削減や、「議会の見える化」、効率化などを図る試みのことです。

*2傍聴規則の緩和とは?

現在の船橋市議会においては、本会議の傍聴にあたっては、氏名と住所の記載をお願いし、委員会の傍聴にあたっては、委員長の許可を得なければなりません。こういった傍聴に関するきまりを考え直すことです。

*3通年議会とは?

船橋市議会は会期制を採用しており、定例会は年に4回開かれています。それ以外の期間は閉会期間です。定例会の会期を丸々1年とするこゝで、閉会期間を無くし、必要に応じて本会議・委員会を開けるようにする制度です。

船橋市民の皆さんと 船橋在住外国人の方々のために



NPO法人日本国際友好協会のセカマテ会長(ウガンダ人)にご訪問をいただきました。

このNPO法人のビジョンは、日本に住む外国の方と日本人とが、互いに理解し合って、仲良く暮らしていける日本にしていきたいことです。

しかし現状は、お互いに警戒したり、いぶかしがったり、実際にトラブルが生じてしまったり…といったことがたくさん起こってしまっていると思います。

その大きな原因の一つに、「お互いの理解の不足がある」というのが、セカマテ会長の仮説です。

したがって、その解決を図っていくために、お互いを理解するためのセミナーや、日本在住外国人に対する日本のマナーやルールを教えるための講習を開催していこうというのがこのNPO法人のミッションなのです。

船橋市も、年々、在留外国人の人数が多くなっており、私も議員をしていると、市民の皆さんから、外国人のマナー違反やルール違反に関するご意見をいただきます。しかし、それらの中には、外国人の中では正しいことも含まれているのです。日本のルールをただ知らないだけなのです。

今後、このNPO法人と一緒に、船橋市内にてセミナーや講習会を開催するお手伝いをしていこうと考えています。

南三咲一丁目に新しい横断歩道ができます!

7月に南三咲、金杉、新高根の町会の方々から、署名を伴う「通学路経路と地域住民の安全確保についての要望書」をいただきました。南三咲一丁目にある御滝グリーンゴルフ角の交差点は、子どもの通学路ですが、住宅が増え、交通量も増えたことにより横断の危険性が増しているため、安全対策をお願いしたいという切実な声でした。

直ちに、町会の方々と市役所道路建設課との面会の機会を設定し、町会の皆さんの生の声とともに要望書を直接手渡しました。

8月25日に警察による現地調査が行われ、横断歩道が設置されることになりました。この迅速な決定は、子どもの安

全を守りたいという町会の皆さんの強い気持ちと、その気持ちに真摯にこたえてくださった道路建設課と警察の皆さんのおかげです。

市議会議員には、このように市民の皆さんと公の機関とをつなぐ役割もあります。皆さんの声をお寄せ下さい。

